

第四十三回国会 大蔵委員会 議 録 第九号

昭和三十八年二月十五日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事足立 篤郎君 理事嶋田 宗一君

理事毛利 松平君 理事山中 貞則君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事平岡忠次郎君 理事堀 昌雄君

天野 公義君 伊藤 五郎君

大久保武雄君 岡田 修一君

金子 一平君 川村善八郎君

田澤 吉郎君 田中 榮一君

田中 正巳君 高見 三郎君

濱田 幸雄君 藤井 勝志君

藤枝 泉介君 古川 大吉君

坊 秀男君 佐藤觀次郎君

田原 春次君 坪野 米男君

芳賀 貢君 広瀬 秀吉君

藤原豊次郎君 武藤 山治君

春日 一幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 池田 清志君

大蔵事務官 上林 英男君

(主計局法規課長) 大蔵事務官 稲益 繁君

(理財局長) 大蔵事務官 稲益 繁君

委員外の出席者

外務事務官 西堀 正弘君

(アメリカ局北米課長) 大蔵事務官 川村博太郎君

(主計局税制第二課長) 大蔵事務官 川村博太郎君

国税庁次長 泉 美之松君

大蔵事務官 谷川 宏君

(国税庁間税部長) 大蔵事務官 谷川 宏君

専門員 抜井 光三君

二月十四日

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニユー・ジランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号) 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○白井委員長 これより会議を開きます。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続けます。通告がありますので、順次これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 ただいま議題になっております産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について、すでに坪野議員から御質問がございましてあるいは重複するかもしれませんが、できるだけ重複を避けてお尋ねしてみたいと思ひます。

まず最初にお尋ねしたいのは、きょうは大臣おりませんから政務次官からでもけっこうだと思いますが、この法律を改正しなければならぬという積極的な理由を最初にまずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○池田政府委員 この法律を御審議いただいておられます理由につきまして、すでに提案理由でも御説明を申し上げておりますし、法律の方にもあつた方につけてあることによつて御理解をいただいておるわけでございますが、実質的に二、三の点を申し上げますと、産投会計の中に一般会計から資金をいたしまして出資することができるといふこと、そのつど法律によつてお願ひをしておりますことを今度は予算措置によつてそのことができるようにしよう、こういうところに着目してこの提案をいたしておる次第でございます。

○武藤委員 今までは法律の議決事項として附則として挿入しておつたのが、今度はそういう必要はない、予算に計上すれば自動的に法律としての議決事項でなくなるという必要性です、ね、どういふところからそういうことを考へてきたのですか。

○池田政府委員 これは今まで法律で御審議をいたしてお許しをいたしておつたのでありますが、予算措置によりましてその目的を達するように立法を直していただきたい、こういうわけでありまして、国会の立場におきましては、法律の場合におきましても予算の場合におきましても国会のお許しを得なければならぬことであるので、結果的には同じ

ことが実現される、こういう考へのもとに、私もいたしましては、予算の措置によつてお許しをいただきた、い、こういうお願ひをしておるわけでありませう。

○武藤委員 結果的に同じであるならば、改正の必要はないと思ふのです。今までのように、やはり国会の議決事項として付則に入れていたらよろうと思ふのですが、それを取りはずさなければならぬという積極的な理由は何かございますか。

○池田政府委員 その点につきまして、前からも御説明申し上げたと思ひますし、私も単刀直入にお答えを申し上げます、私も単刀直入にお答えを申し上げます、政府は予算措置によつてお許しを願う方がよろしい、こういうふうに着目して参つておるわけでございます。

○武藤委員 予算議決事項でなくする方がよろしいという積極的な理由を私は聞いておるわけです。なぜよろしいのか。先ほどあなたは、予算の中で予算として計上されれば、予算が議決されることと、別の付則として、法律として議決をすることと効果においては同じだ。効果は同じでしようね。しかしながら、議会の権能とか民主的な財政の審議権というふうな立場から見ると、その過程が同じじゃないのです。そこで、そういう法律事項からはずした方が好ましいという積極的な理由です。あなたたちがそうしたいのだ、望ましいのだという理由、それはどういふことですか。

○池田政府委員 政府といたしましては、御提案の通りにする方がよろしいといふことで考へておるのであります。二、三の事柄があるかと思ひますから、担当の者から御説明をさせていただきます。

○上林(英)政府委員 この問題につきましては、前々から御説明申し上げておられますように、特別会計と一般会計との関係につきましては、一般会計から特別会計に財源を補てんいたします場合に、制度的にはその特別会計へ一般会計から金を入れますのに、予算におきましてお認めをいただきます場合には、その通り執行できますようにいたします場合と、そういうような場合には個々に法律をもちましてまた別途の措置をいたす場合がございます。その後の場合につきましては、その特別会計の性格から申しまして、一般会計から繰り入れる場合がほとんど例外的な措置であるというふうな場合には、そういう措置を講じておりますけれども、それに反しまして、一般会計から特別会計へ資金を入れますことが通常の例であり、従つて、そういうような機構自体を、組織自体をつくつておく方がより妥当であるという場合があるわけでございます。そういう場合におきましては、ほとんどすべての特別会計におきましては、一般会計から予算の定めるところにより財源を受け入れることができるという旨を明定いたしておるわけでございます。この産業投資特別会計におきましては、当初

は、前から御説明申し上げておりますように、主として見返り資金の回転によりその財源をまかなう予定であったわけでございます。その後いろいろと情勢が変化して参りまして、特に今後も相当の投資需要が見込まれるわけでございます。この傾向は今後もますます盛んになるものと思われ、わけでございます。従いまして、特別会計の機構自体につきまして、一般会計から財源を受け入れることが今後はある意味では相当恒常化する可能性のあるわけでございますので、特別会計の組織といたしまして、一般会計から財源の補てんを予算の定めるところにより受け入れることができるとするに機構の整備をはかることが妥当である、こういうふうな考えでございまして、

○武蔵委員 そういふ機構の整備をする方が妥当であるという、妥当か妥当でないかという判断をする立場は、政府与党と野党ではまた違ってくるわけですね。今日の財政運営の原理は、あくまで、民主的な財政運営というのを憲法の精神やあるいは今日の日本における民主主義から特に強調されておる段階においては、民主的な権利というものが国会に集中されるわけですね。従って、国会でできるだけ国民の税が審議される、あるいは使ひ方というものが十分検討される、そういう方向がより望ましい方向だと思ふのです。ところが、今度の改正は、そういう議決事項を一つでも減らしていつて、恒常的に一般会計から繰り入れがあるから、そういうように改正してしまつた方がうるさくなくいい。野党の攻撃や批判やかましいことがなくなる方が運営がしやすい、そういう観

点から妥当だと思ふので改正をする、こういう意味ですか。

○池田政府委員 ただいまのお言葉でございまして、野党の皆さんからやましく言われるから、あるいはまたうるさくから口封じのために予算の措置でお許しを願ひたいというふうにしておるのではないのでございまして、先ほど来申し上げておりますように、いろいろとまた御理解もいただいて参つたと思ひますが、政府といたしましては、ここにこの法案を出しておるわけ

○武蔵委員 それでは説明にならぬです。私は、腹を打ち割つて、今まで産投会計へ繰り入れるたびに食いつかれて、しかも三十八年度に使う金じやないのを、緊急に必要と思われないうる金を、とにかく繰り入れるのですから、これはいつも審議のときに議論になるわけですね。こういうことを年じゅう繰り返すのでは、どうも厄介でしようがないから、今度は付則なんというものはきめないで、予算に計上すればさつと通るようになつてしまおう、こういう気持ちからじやないですか。それでなければ、先ほどの法規課長の説明も説得力はないですね。なぜこういう改正をするかという積極的な理由がないです。ただ年々繰り入れするといふ習慣になつてきたから、手続を少し簡略にするのだ、そういう簡略にすることが妥当だ、この程度では、積極的な改正をしなればならぬといふ理由がないのは、結局今の財政というものは、弾力的運営といふことと民主的運営といふことの矛盾、この両方をどう調和するかといふところに非常な苦悩がある

と思ふのです。ところがそういう財政の弾力性といふことを考える場合には、単年度主義といふ今日の原則からいくと非常にむづかしい。しかし、現実の日本の財政法といふものは、単年度主義を建前としておるわけですか、そういう中における産投会計のあり方といふものを考えた場合には、できるだけ国民の監視と、議会における審議が十分尽くされるような法の建前が私は正しいと思ふのです。そういうものを今度取つていくのですから、これはやはり積極的な説得できる理由を示してもらふと、どうも賛成しかねるような点があるので、しつこいようですが私は尋ねておるわけですね。法規課長、もう一回積極的な理由を、さつきみたいなことでは納得できませんから、もう少しさつきばらんに御答弁をしてもらひたいと思ふ。

○上林(英)政府委員 繰り返しになりまして恐縮でございますが、今回の措置が国会審議の過程を省略するのではないかと御議論でございまして、けれども、私もさつきように考えておらないうわけでございます。特別会計のあり方といたしまして、どういふあり方がその特別会計として適当であるかという観点から特別会計の機構の整備をはかつておるわけでございます。ほかの特別会計におきましては、そういうような一般会計からの財源補てんが通常の例であるといふような場合にはすべからぬといふ道を開いておるわけでございます。また、しつこくつけ加へさせていただきますのは、蛇足になるかも知れませんが、日本の憲法におきましては予算と法律という法形式が二つござ

います。もちろん国政の運営にあたりましては、古い言葉で申しますと論言汗のごとしといひますか、国の意思として一言がないといふ言葉がいわれております。常に予算と法律というものの二つの法形式を持つておりますためにこの意思が食い違ふといふ場合は、これはそういうために何らかの措置が要るのではないかと御議論が常に行なわれておるわけでございまして、実際の政治の運営といたしましては、この予算と法律という法形式が相調和して運営されるべきものであるといふふうに私も考えておるわけでございまして、従いまして、予算で御議決を願ひたいと思ふことは国会の御意思に従つて国政を運営して参るといふ趣旨にはかならないわけでございまして、これをどういふふうな運営していくかといふことになりまして、たとえばこの一般会計から特別会計への繰り入れの制度自体につきまして、特別会計の現態、そのときの現状にかながみましてどういふ制度がより運用上合理的に運用できるか、もちろん国会の御審議は十分御審議をいただくことは当然であります。それにつきましては予算につきまして御審議をいたして、その御審議をいただきました後にきましては、それに従ひまして運用をさせていただきます、こういうことでござい

ます。

○武蔵委員 これは見解の相違ですか、幾ら議論をしても——私はどちらかといへば予算の民主的規制といふことに非常にウエイトを置いて考えておりますし、また役人の方では弾力的運用という立場から、できるだけ資金というものは楽に使えるような財政運営といふものを考えておりますから、これは大へん食い違ひがあるので、なかなか議論をしても一致点は見出せないと思ひます。ただ、私は特に心配をしておりますのは、今日の財政というものが非常に傾城が拡大をされて参りまして、予算上のこまかい内容に至るまで議会の承認を受けなくてもいいといふ項目が非常にふえてきておる。財政投融資などはしかりです。あるいは産投会計の、出ていった先についてもしかりであります。こういう点から、資金といふものが非常に広範な領域にまがたがた流れていくといふ抜け穴があるわけでありまして、この抜け穴がだんだん拡大をされていくといふことは、国民の税金を自由に使えるような、俗な言葉で言うならばペテンにかけるような使ひ方といふものが非常に処々に見られておるわけで、そういう段階でありますから、特に法律によつてこういう問題は審議をさせるという方向が、私は現在の財政法の建前からいへば正しきと思ふのです。そういう点で今回のこういう改正の措置といふものはわれわれの目をおおい隠すための一つの卑劣な改正の方向ではなからうか、かように考えて、不満であります、どうもこれは平行線でありまして、議論はやめま

次に、この産業投資特別会計予算を補正予算で三百五十億円追加をしていく、これは一体財政法第二十九条の規定の部分に当てはまる補正でありませうか。これは一つ法規課長にお尋ねいたします。

○上林(英)政府委員 財政法第二十九条一号に予算の追加の場合の規定がござ

として計上できます。経費は法律上契約上の義務の不足を補う場合のほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出、この経費の中には、当該年度において国庫内の移しかえにとどまるものを含む、こういうものが規定されてございます。今回の産投会計の繰り入れにつきましては、今申しました予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出である、これは御存じのようにその年度におきましては国庫内の移しかえにとどまるのでありますけれども、この資金への充実というところが、ただいまの現状から申し上げますと、御存じのように産投資金は全部取りくずしてしまつてからつぽでござい

ます。さらにわが国の置かれております国際環境その他を考えると、経済基盤の強化その他のためにますます財政投融資の弾力的な運用によりましてこれらの体制を整備していく必要があるわけでありまして、将来の投資財源を確保いたしますことが緊要である、こういうふうな判断をいたしたものでございまして、従いまして今申し上げました財政法二十九条に基づいて補正予算をお願いいたしたわけでございます。

○武蔵委員 二十九条一号の「契約上の義務に属する経費の不足を補うほか、」これじゃない、次の文章の「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費」問題は、特に緊要となった経費でありまして、この判断が非常にむずかしいわけですね。緊要というのとは何か時間的にも非常に切迫して重要だという意味があると思うのです。ところが三十九年度に二百数十億円を使うということは、そういう切迫した緊要さというものはないのじゃないか、そういう点どうですか。三十九年度に使う金まで緊要と受け取って正しいでしょうか。そこはどう考えますか。

○上林(英)政府委員 その問題につきましては、すでに御存じのように昭和三十一年度、昭和三十一年度の補正予算におきましていろいろと御議論があつたわけでございます。私も、この点につきましては、資金を充実することがこの際特に緊要である、こういう判断をいたしておるわけでござい

ます。ただその点につきましては、今御指摘がありましたような意味におきまして御議論があり、また財政制度審議会などでも議論がありましたときに、法律的には政府の言っていることも正しいけれども、常識的に見た場合にそういう御議論があることはもとよりある、従つて、この際そういう疑念をなくすために、国庫内の移しかえにとどまるような、国庫の右のポケットから左のポケットに移る、ただ国庫の中に金が多量に集つておるもの、その補正予算の要件の範囲にある、そういうことを明定しておけば、あとはそういうものが緊要であるかどうかという判断、それは資金の充実がどの程度緊要であるかと考えるか、この問題である。従つて、この判断は第一次には予算を提案いたします政府の判断にかかり、最終的には国会の御判断にかかるとする。これは法律的には非常に明確であるという御判断であつたわけでございます。このような改正をいたしまして先般の国会の御審議をいただき、御承認をいただいたわけであ

りますので、私もこの条文により適切妥當な措置であるというふうに考えているわけでござい

○武蔵委員 まあ法律だけの範囲内で解釈をすればそうかもしれないませんが、もっと高い政策的見地に立つた場合に、たとえ二十九条の今の緊要であるかどうかという判断は政府が勝手にきめるのだ、政府の判断だ、しかしながらこの財政法の中を流れておる精神というものは、たとえば六条の剰余金が生じた場合には二分の一を償還財源に充てるという規定も、できるだけ国というものが債務を負つておるときには確実に早くなさいしめる方がいいという立場に立つての規定が、六条にあるわけですね。そういうものをできるだけ残さずに食いつぶしていつて、そして三十九年度に使う金を緊要なものとして、産投会計の資金が不足したからといって繰り入れしていくというやり方は、財政が二年間、三年間あるいは五年間という計画的な長期財政ならばそういう理屈も私は適當だろと思うのですが、今日の日本の財政の原則は単年度主義でありますから、単年度内に入つてきた税金を単年度内で使つて、残つたものは翌年に繰り越していつて、しかも償還財源に半分を入れていく、こういう建前をとつておるのですから、それを国庫の中にとどめておく限り移しかえだからよろしいのだという考え方で、もしばたばたやられた場合には、単年度主義というものは完全にくずれるではないですか。単年度主義はくずれてもいいのだ、こういう考え方でそういう説明をなさつておるのですか。

○上林(英)政府委員 御指摘の通り、わが国の予算制度は単年度であるいは年度独立の原則によつておるわけでござい

ますが、御案内の通り、財政法の四十四条におきまして、一年度内に消費尽くしないような資金も、法律をもつて御議決をいただきます場合にはこれを持つことが可能で明定されているわけでござい

ます。従いまして、資金に充てられ、その性格上おのずから年度独立の原則の例外をなすに至るわけでござい

ます。従いまして、年度の区分もござい

ません、そのまゝでは歳計の適用を受け

ないということに相なるわけでござい

ます。もちろんこういうような資金につきましては、年度独立の原則あるいは単年度の原則の例外でござい

ます。みだりに持つべきものではないとせんけれども、御存じのように産投会計法におきましては、将来の投資財源を確保いたしたために資金を置くことができるといふことになつておるわけ

でございます。従いまして、この資金に充てられた場合におきましては、将来の投資財源を確保するために年度独立の原則の適用を受けないといふこととに相なるわけでござい

ます。なお、先ほどの御質問でござい

ますと、財政法六条との関係がござい

ましたが、財政法六条の規定は、御案内の通り、決算上の剰余金でござい

ます。ただいま補正予算に計上いたしております財源自体は三十七年度の自然増収でござい

まして、それを産投会計の財源といたしまして産投会計資金への繰り入れに

充てるわけでござい

ますから、この財

政法六条の決算上の剰余金という範

疇に属さないわけでござい

ます。御指摘の

ような点はどういうところに問題があるかと申しますと、ただいま御指摘

がありましたが、この産投会計の資金への繰り入れは緊要性が

ないか、こういう議論でござい

ます。確かにそういう御議論になるわけ

そこでお尋ねしますが、三十九年度に二百五十七億円の金はどう使うつもりですか。そういうことも全然目安なしに、これだけ資金があるから一応ぶち込んでおけ、こういう形でぶち込んであるのですか。そうでないとしたら、二百五十七億円の三十九年度の一応の使用目標、はつきりきまつたものではないにしても、これは三十九年度でこういう工合に使うということに一応話し合ひができておるのだとしたら、どこへどういう工合に配分するので

か。

○上林英政府委員 この産投会計の資金は、法律でも明定されておりますように、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保をはかるために資金を置くということになっております。従いまして、この資金は将来の投資財源を充足するためにたくわえておくものでございまして、一方、産投会計の投資を見ますと年々増加をいたしております。昭和三十六年度には投資計画が四百七十八億、三十七年度は五百三十二億、三十八年度は六百三十四億というふう

に累年増加をいたしておるわけでござい

ます。従いまして、産投会計への出資需要は今後ますます増大することが見込まれるわけでございまして、そういう

○池田政府委員 法規課長からも御説明を申し上げておりますし、今までも問答があつたやに伺つておるのであります。私ども政府といたしましては、産投の資金を充実するということに建前からいたしまして、三十七年度にありまして、その中で二百五十七億円を三十九年度の産投の資金の中に確保して

○武蔵委員 まあ政務次官、許していただきたいかどうか、そこまで飛躍しなくてもいいのです。議決するまでいかなくても、私は科学的な事実関係を聞いておるのであります。ただ、今言つたように三十九年度幾ら減税をするかという計算の際にも、その財源を基礎にして、自然増なり、この程度見込みが立つという、そういう計算の基礎になるのですよ。ところが三百五十億円でございまして、三十九年度のそういう財源がそれだけ不足するわけなんです。従つて、減税をする場合の規模なども、それだけと

中にはちよつぱり国民金融公庫やあるいは中小企業金融公庫に行きますけれども、大半は基幹産業中心のものに流れていきます。そういうものは優先的に二年も前に資金を確保しておいて、三十九年度の減税やなんかの方の資金はちつとは減つてもかまわぬとい

○池田政府委員 三十九年度におきま

この配分にあたりまして、すでに産投につぎましてこれだけの資金を確保しておるのでありますから、いわゆる歳出の面におきまして、産投について資金が少ない場合においては考慮されるであらうということが想像されます。

○稲益政府委員 一応、私どもの産投会計からの五億の出資は予定いたしておりますが、この公団が、この国会で公団法を御審議いただきまして発足いたしました後に事業計画をつくりま

ます。

○武蔵委員 しかし大体の輪郭は、この公団で三十八年度中こんなことを一つやろう、大体の目標というものはあるんじゃないですか。目標も何もないうちに、予算をばんと出しておくのですか、融資をきめておくのですか。何かの目安があるからこそ五億という金額がきまつて、たとえば一千億の事業をやろうという場合に、まさか五億の融資をするわけはないのですから、大抵どんな程度のことを三十八年度にやろうという目標くらいはあるでしょう。

○稲益政府委員 輪郭と申しますが一応の規模といたしましては、産投からの五億の出資と別途五億の融資を行ないます。そのほかに国鉄から七十五億、従来新線建設で予定していたしております資金、これを移しかえまして出資があるわけですね。大体そういうところで、従来から行なわれております新線はいろいろ予定がございまして、これを継続して行なうて参る。その詳細な内容についてはまだ未定である、かような意味でございまして。

○武蔵委員 大蔵省はこういう査定をする際に、大体この公団、この事業団にはこの程度の仕事を三十八年度はやるという計画があるから、それについてはいくらぐらいつけてやろう、これにはこのくらいやろうというある程度は、たとえば鉄道の新線を何キロくらいやろう、あるいは電化だつたらどういう程度の電化をやろう、そういう計画というものはちゃんと主計局の方へは出るのじゃないですか、全然そういうものは出てないのですか。ただ鉄道の方から、一つこのくらい金を融資してくれぬか、そうか、それじゃ産投で

これだけ何とかなるからやろう、そういうような予算さん形で金を配分するのですか。

○稲益政府委員 従来ともに、先ほど申し上げましたように大体七十五億円という鉄道の新線建設を国鉄でやっております。現在考えておりますのは、三十八年度では産投の出資ですつて当初のいろいろな調弁費がございまして、公団としましての事業の規模としては、大体三十八年度では従来の鉄道の新線建設、これを引き続き行なうて参るといふ予定でございまして。

○武蔵委員 それじゃ従来やっておりますこととこんなことは、全然大蔵省ではこういう融資の査定をする際には検討はしないわけですね。たとえば予定として何線と何線とどこを三十八年度はやりたいのだという国鉄からの計画書というものは、全然出ないのですか。

○稲益政府委員 従来ともに国鉄がやっております調査あるいは着工線、こういうものが四十七線ほどあります。一応そういうものを継続してやっておりますことと、詳細な事業計画は公団発足後に作成する、こういう予定でございまして。

○武蔵委員 この問題の詳細は、予算分科会で国鉄当局からよく聞くことにして、この程度にします。次に海外移住事業団ですね。これは大蔵委員の田原先生が特に力を入れて、何度も要望しておつたのであります。この来年度の事業計画、輪郭でけつこうです、皆さんの方は直接その事務担当じゃないのですから、あまりこまかい点はわからぬと思いますが、海外移住事業団というのはどんなこと

をして、どんな組織をつくつて、何をやろうとしておつて、本年日本から何人くらいをどこへ移住させようとおつたのか、そういうスケジュールがある程度はわかっていると思ひますので、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。あなたの方で産投から八億出ますね。

○稲益政府委員 事業の詳細な内容は、あるいは外務省の担当の方がいと思ひますが、一応私どもの方で事業資金として予定しておりますものは、投融資の関係、それから移住地における事業資金、そういったものが大体中心になっております。

○武蔵委員 移住地の事業というものは、たとえば具体的にどういふようなことを計画しておるのですか。たとえば、やるのはどんなことですか。

○稲益政府委員 土地改良事業です。○武蔵委員 場所はどこですか。ブラジルですか。それ以外の土地もあるわけですか。大抵の目標にしておる場所はどこですか。

○稲益政府委員 ブラジルが主であります。そのほかにボリビア等もあります。○武蔵委員 この事業団は、東京へ本部を置くのですか。それともブラジルの方へ、この事業団は移るのですか。

○稲益政府委員 東京が本部になると思ひます。○武蔵委員 一年間の大抵の移住者計画は、どのくらい日本から移住させようというのですか。新たにこういうものををつくるのですから、従来とはどこか抜本的に違う点があると思うのですが、どんなことになりますか。

○稲益政府委員 ちよつとそこまでするだ私も承知していません。○武蔵委員 次に、ことしから新たにできる金属鉱物探査融資事業団、これはやはり産投会計から資金が出るわけでありまして、具体的な事業計画というものは大蔵省に一応申請して融資をするわけですか。計画内容をちよつと教えて下さい。

○堀込説明員 ちよつとそこまかい数字ですから、私から申し上げます。前回も御説明をいたしました、非鉄金属の自由化に伴ひまして、現在の金属鉱物の品位であつては国際競争力等が十分でないということで、非鉄金属の品位の優秀な鉱山をより多く探査しなければならぬということが、この探査融資事業団ができました。その趣旨でございます。現在はまだ法律案をお願いしております段階でございます。こまかい事業計画は進めておりませんけれども、現在通産省の方の計画によりまして、大抵来年の、非鉄金属の銅、鉛、亜鉛でございますけれども、大抵の探査事業の所要資金が五十億くらいというふうになっております。それに對して、その中で最も重点的な探査に對しまして、五億程度の融資を行ないたいという考え方でございまして。

○武蔵委員 私が、今新しくこれから発足しようとする事業団についてお尋ねをしたのは、どうも今までの予算の使い方を見ますと、事業計画がはつきり定まつていないのに、新たな事業でばつと、なわ張り争ひが何か知りませんが、それぞれの機関がみだりにこういうものをつくりだがつて、予算はとつたものの仕事はさっぱりやらぬ。

決算を見ると膨大な資金が遊んでおる、繰り越しになつておる、こういうのが非常に多い。従つて、おそらく主計局が査定をする際に、事業計画というものを十分検討して、これはこの程度融資しても、この程度の事業を目標にするならばよからう、そういう判断を誤らぬようにやらないと、せっかくつけた資金というものが、効率的に使われないといううらみがある。こういうことを私は心配をして、今質問をしているわけなんです。ただいまの尋ねた中では、まだ具体的な内容がよく、当該官庁でなければならぬということとでありますから、これ以上ただそうとはいたしませんけれども、とにかく十分そういう点を配慮して、しかも財政法四十六条ですか、それには、予算が成立した後に於いて、国民にいろいろ報告をしなければならぬという規定があり、しかも内閣は、国会及び国民に報告しなければならぬということになってはいるが、予算使用状況などについても非常にございまして、ただ単に予算で決議された数字と對比してざつと書くだけで、その事業がどういふ欠陥がない点があるかとか、どういふ点に妥当でない点があるかという、大蔵省としての批判の立場に立つた予算の使用というものを報告しておらぬわけでありまして。ただ数字だけざつと並べているわけでありまして。こんなものは出さぬ方がよいと思ひます。出さぬにはもつとびしやつとした、国民のために規定をじつくり運営する必要があるという私は思ひます。そういう点から、どうも日本の財政というものは、きめるときだけは真剣に議論するけれども、

きめたあととさっぱりかまわぬ、こういうような状況が今日の姿じやなからうかと思うのです。そういう点から、私は今でしようとしてゐるこれらの公団や事業団について、一つ大蔵省としても、これらの予算の執行状況というものを十分監視をしながら、予算を大切に、しかも効果的に使えるように指導すべきだ、こういうことを一つつけ加えておきたいと思ひます。

午前中、あと有馬議員も質問することになっておりますので、きょうはこの程度で質問を終わっておきますが、ただいま申し上げました点を大蔵省当局としても十分留意されて、今後の監督をしていただきたい、かように要望して終わりたいと思ひます。

○白井委員長 有馬輝武君。

○有馬(輝)委員 最初に、外務省の北米課長にお伺ひしたいと思ひますが、昨年ガリオア・エロアの返済協定が論議されました際に、関連して本会計についていろいろ論議がかわされたわけでありましたが、ガリオア・エロアにつきましても、私どももいろいろの観点から論議をいたしました。そういうことは、本会計には大きな関連はありますけれども、今度の改正について直接のあれはありませんので、ただ関連する点だけについてお伺ひしたいと存じます。

それで、返済額が四億九千万ドルで、年二分五厘の利子で、十五年年賦払いということになっておったと思うのでありますが、その返済金の一部は、日米間の教育文化交換に充てるということになっておりましたが、現在まで返済された額が幾らであり、そして、日米間の教育文化交換ということ

になっておりましたけれども、それは具体的にどのような形で使用されてゐるか、この点についてお伺ひをいたしたいと思ひのであります。

○西堀説明員 ガリオア協定は、御承知のように昨年の九月十一日に効力を発生いたしました。従ひまして、規定によりまして、第一回の賦払いというのは六カ月後、すなわち、ことしの三月十一日に第一回の賦払い期が来ることになっております。従ひまして、今先生が仰せられました、すでに返済金が払われておつて、そのうちの教育文化交換のための資金がどのように使われているかということに對しましては、実はまだ第一回の賦払いも了してないものである、こうお答えいたします。

○有馬(輝)委員 昨年私たちがガリオアについて論議をいたしましたときに、マツクの占領地行政報告等の内容、あるいは当時の援助のおもな部分を占めておりました食糧が、一九五〇年前後、アメリカにおいてはどのような需給状況であつたかという点、それから、さらに援助を受けた国民がその対価を支拂つておつたという点、その観点からいろいろの論議をいたしました。そういう意味で、やはりこの返済金については、今私が御質問いたしましたように、教育文化交換云々というふうな点についても、重大な関心を払わざるを得ないわけでありまして、それで、三月十一日だということ、まだその時期が参つておりませんが、しかしその使用方法については、日本としても、ただ日米間の教育文化交換ということだけでなく、その大宗をなす東アジア諸国の経済援助についてさ

えも、日本は重大な関心を払わなければいかぬし、またそれについて、私は相當の発言権があつてしかるべきだと思ひます。その時期も近づいておりますが、最初の日米間の教育文化交換については、そういう立場からいたしますと、日本としてはどのような希望を持っておられるのか。また現在まで別な形で進められて参りました東南アジアの援助計画、そういうものとも関連しまして、それなりの構想というものも当然持つておられるべきはずだと思ひます。それについてこの際お聞かせをいただきたいと思ひます。

○西堀説明員 日米間の教育文化交換のための資金の使途につきましては、もうすでにこのガリオア協定が効力いたしました九月十一日、その当時から、実はこれは在京の米大使館、主としてファース文化公使でありましたが、これと外務省の文化参事官との間で、内々交渉が進められておりました。もちろん、この支払われる金は、アメリカの金になるわけでございますけれども、日本といたしましては、これは円貨で支払うことでございますし、日本が使われるものでございますから、日本の希望と申しますか、このように使つてもらいたい、こういう希望はこの文化参事官の方からファース公使を通じてアメリカ政府に十分に申し入れてある次第でございます。ファース公使は本件で昨年のたしか十一月だと思ひましたけれども、アメリカへ帰りまして、本国政府とも協議をいたしました。日本の希望しているところは十分に伝へている、こういうことで、さらにその後も文化参事官とファース公使との間で協議を進めております。日本

といたしましては、もちろんフルブライト奨学金でございますが、こういうものも行く行くはなくなる運命にございまして、そういうものにとつかわるような方法で、未長くこの教育文化交換のために本資金が使われることを希望いたします。そのラインで交渉しておるやに聞いております。

それから先生の御質問のもう一つ、低開発地域の経済援助にこのガリオア協定の支払金を充てるということにつきましても、これはもちろんアメリカの対外援助法に基づいて使われる資金の一部に入るわけでございますけれども、ガリオア協定に付属しております交換公文に明記されておるところに従ひまして、日本といたしましては、できるだけ低開発地域の経済援助、特に二番目に明記されております東アジア方面の低開発地域の経済援助に使われるように、十分に緊密な協議をする、こういう約束がございしますものですか、アメリカ政府とそのラインで交渉し、こちらの希望を向こうに伝へております。

○有馬(輝)委員 稲益さんにお伺ひしたいと思ひますが、この会計の前の見返り資金特別会計の使用状況につきまして、私は昨年ガリオア・エロアの返済協定の論議の際に、使われしましたものを部門別にずっと見て参りまして、大きく分けまして公企業、私企業、中小企業それから債務償還、こういうのをずっと見て参りまして、この会計の本来の目的がそうであつたと言ひ切つてしまへばそれまでのことではようけれども、二十四年度から二十七年末までの累計でパーセンテージを見て参りましたが、公企業が三〇・二%、それ

から私企業が三七・三%、これに比べて中小企業が一・一%、このパーセンテージであまりにも中小企業というワケをあげておること自体に疑問を感じたのであります。やはりこういったパーセンテージにつきましては今後とも変わらないのじやないか、このように思ふのであります。三十八年度にはどのような構想を持つておられるのか。もちろんそれぞれの会議なり何なりにまかせてあるといへばそれまでのことですが、やはりこの資金の使途については、大蔵省としても、ただ、ああそうかということだけではなからぬと思ひます。またあつては、来年度のおもな構想について、特に本年度の予算編成、これは昨年度の場合とは、いわゆる日本の産業に対する政府の取り組み方というものが違つて参つておることは御承知の通りでありますので、そういったことと関連させながら構想についてお聞かせをいただきたいと思ひのであります。

○稲益政府委員 冒頭にお話ございました見返り時代の金と申しますか、当時の事情からいたしまして仰せのような事情があつたわけでありまして、現在におきましては、この見返りを引き継ぎました産業投資特別会計そのほか全般の財政投融資として考えますと、現在のところ、三十八年度の中小企業関係は、大体割合で申し上げますと、一・一・八%程度になっております。○有馬(輝)委員 今私があげましたように、公企業の中には鉄道なり電気通信業なり住宅金融公庫その他ありますし、私企業の中にも、一般産業なり、電気なり、海運なり、石炭なり、それ

どれあるわけですが、おもな項目だけでけっこうでございますから、その構想についてお聞かせをいただきたいということです。

○**稲益政府委員** お話の点は、大体財投の使途別分類の点だと思っておりますが、使途別分類で申し上げますと、いわゆる住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業、こういうものを合わせました、いわゆる国民生活に直結する部門、この割合が三十八年度におきましては全体の中で四九・一％になっております。

間という工合になっておりますが、おもに電源開発、あるいは愛知用水公団、それから農地開発機械公団、森林開発公団、これらに使用されることになっておったのであります。その使用状況について、おわかりの範囲でけっこうでございますからお聞かせをいただきたいと思っております。

○**西堀説明員** 大へん遺憾でございますけれども、私ガリオア協定の方の主管課長でありまして、今の余剰農産物の方は、経済局の方で担当しておりますので存じません。

○**有馬(輝)委員** じゃ稲益さんにまたお伺いしますが、政府関係の外資導入、世銀借款それから輸銀からの借款、それから外債、この三つについて、現在までの一番最近の残高についておわかりであるならば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○**稲益政府委員** 最初に、世銀借款の関係であります。これは契約額で申し上げますと、現在までの累計が四億八千七百万ドル、それからワシントンの輸出銀行の関係であります。これも借り入れ許可額で申し上げますと、累計三億三千百万ドルであります。

○**有馬(輝)委員** 政保債と開銀債についてはい……

○**稲益政府委員** 戦後発行されました外債で申し上げますと、国債が三千万ドルであります。それから政府保証債、これが電電、開銀、それからすでに出しましたもので大阪府市債のマルク債がございます。これを合計いたしますと、政保債で一億二千三百五十万ドルでございます。

○**有馬(輝)委員** 次に、外務省にもう一ぺんお伺いしたいと思っておりますが、第一次、第二次の余剰農産物協定、これによりまして、返済については四十年

間につきまして、その返済状況等についてお伺いをいたしました。その際明らかになったのであります。企業によりましては、こげつきが非常にたくさんでございまして、しかもその企業努力はもちろんでございまして、その位置なり何なりという点から、返済に困窮をきわめておるといふような事情についても、若干わからないでもない面もありましたけれども、しかし資金の高率の運用という面から見ますと、そのまほううっておいては、少なくとも国の資金として芳しくない面が端的に出ております。この点については、局長も十分御承知だろうと思っておりますが、こういう点について、たとえば今問題になっております海運についていろいろ具体的な案が準備されておるようでありまされるけれども、そういうものが、その資金の運用の面から見ると、はたしてそのまほううてよろしいのかどうか、私は疑問なきを得ないのであります。こういう点について、局長としてはどのように考えておられるか。あまりにも抽象的なのでおわかりにくい面があるかもしれないけれども、とにかくものすこし焦げつきがある、その上にさらに貸し出しをしていく、あるいは利子のたな上げを行なう、そういうことが全般的な資金運用の面から見て緊急を要するのではないか、この点についてのお考えを伺いたしたいと思います。

○**稲益政府委員** 政府関係機関、今御指摘の開銀のみでもないわけでありまして、開銀について申し上げておるのも、お説のように相当額の――相当額

と申し上げますが、率から申し上げますれば、われわれさほど大きいとは思っておりませんが、延滞が出ておるといふような実態がございます。私どももいたしまして、極力開銀銀行その他こういった政府関係の金融機関は政府の金を扱うわけなのでありますから、資金の貸出先、その管理、これについて十分な注意をいたすようにいたしておるわけなのであります。

○**有馬(輝)委員** 個々の問題についてはそれなりの指示をしたいと思います。その指示が、私が申し上げておるのとは、その個々の問題と異なると、全般的に見まして、少なくとも国の資金の使途という面から考えますと、私はゆゆしき事態になっておると思っております。それについて、そういう事態の中

で今考えられようとしておる措置というものが、妥当かいなかという点についてお伺いをしておるわけですが、局長から答えにくかったら、せつかく政務次官お見えになっておられますので、一つ政務次官の方からお答えをいただきたい。

○**池田政府委員** 財政投融資が、御審議をいただいております三十八年度の予算におきまして、イイワクナ、一兆一千九十七億円というものがございまして、これにつきましては有馬委員のお話でございまして、有馬委員のお尋ねは、今で融資してきた先が返済と申ししようが、そういうことが滞っておる事実がいろいろあるんじゃないか、これはおかしなことだ、こういうお尋ねであります。まことにございまして、国民のお金をお貸ししておるのではありません。それが有効に活用せられまして、わが国経済の基盤がいよいよ強化するようというところでございしておるわけなんです。しかしお貸ししたお金でありますから、借りた方におきましては、これを返すというのには当然なことです。先ほど来お話がございました、海運等に貸しております融資が、いまだ計画通りに返済ができておらないという事実があることは御承知の通りでございます。でありますから、政府がいたしましては、今般海運基盤強化方策というものを立てまして、予算並びに法律の関係におきまして、国会の御審議をいただいておりますのでございしますが、これらをいたしますゆえに、返済を強行して参ります

と申しますか、率から申し上げますれば、われわれさほど大きいとは思っておりませんが、延滞が出ておるといふような実態がございます。私どももいたしまして、極力開銀銀行その他こういった政府関係の金融機関は政府の金を扱うわけなのでありますから、資金の貸出先、その管理、これについて十分な注意をいたすようにいたしておるわけなのであります。

○**有馬(輝)委員** 個々の問題についてはそれなりの指示をしたいと思います。その指示が、私が申し上げておるのとは、その個々の問題と異なると、全般的に見まして、少なくとも国の資金の使途という面から考えますと、私はゆゆしき事態になっておると思っております。それについて、そういう事態の中

午後零時十五分休憩

午後一時三十八分開議

○日井委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続けます。通告がありますので、これを許します。佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 泉さんにお尋ねします。本委員会でも非常に問題になりました酒団法が施行されてから三、四年になつて思ふのですが、酒団法ができてから酒造界一般にはどういふような傾向が現れてきたのか。非常に問題になつていた法案でありますから、そのことをまず泉さんにお尋ねしたいと思ひます。

○泉説明員 お話しの酒類業組合法の改正が成立いたしましたのは三十五年でございます。それから今日まで約三年を経過いたしましたわけでございます。改正いたしました事項は御承知の通り価格制度を中心でございます。それまで約二十年間続きました酒類に對する公定価格制度、いわゆるマル公を廃止いたしました。基準販売価格制度に乗り移るといふ点が非常に大きなねらいであつたわけであります。この点につきましては、昨日から申し上げましたように三十五年の十月に基準販売価格を改訂いたしました。その後基準価格は改訂をされず今日に至つておるわけでございます。基準販売価格改訂後の酒類の価格の推移につきまして、昨日間税部長から申し上げたところでございますが、各酒類ともその後若干の原価の値上がり等があつたわけ

たのですけれども、産投そのものをやめるとかあるいは配付先を縮小するとかいふような消極的な御意見につきましては、政府は同意できないのであります。

○有馬(輝)委員 私が言つておるのは、今池田さんのおっしゃつたような経緯があつたけれども、少なくとも昨年のガリ・タイの返済協定に基づく支払い、これをやることになつたことと、それから私が先ほど指摘いたしましたように、その使途についてこの會計が設けられた当初の意義というものが、性格というもので大きくずれてきておる、しかもその資金の運用についても非常に問題がある。私どもは昨年この返済協定の場合に、今池田さんがおっしゃつたように、国民からはその対価を受け取つて、また一般會計から繰り入れられてゐる、そういうような意味で、二重払いになるといふような点も強く指摘いたしましたわけであります。いろいろ申し上げましたようなことを詰めていけばいきますほど、やはりその運営面については、国民全般的な立場からやつていかなければいかぬのじゃないか、そういう意味でお尋ねをいたしましたわけであります。

いろいろまだお伺ひしたいこともありますが、きょうはこれで一応とめておきたいと思ひます。

なお、先ほど私の質問に答えられませんでした海運基盤強化の問題等につきましては、全般的な視野から詳しくお尋ねいたしたいと思ひます。

本日はこれでやめておきます。

○日井委員長 この際、午後一時十分まで休憩いたします。

ついて申し上げておきますと、このガリオア・エロア物資は、国民はそのときに買ったのです。お金を払つたのです。そのお金を政府が所管しておりまして、そのつどどアメリカに払つておらないわけですか。と申しますのは、政府といたしましては、アメリカのモランダムによりまして、支払いの額をどうするということも将来相談をする、こういうことになつておりました。関係上、国民からは代金をちようだいしたのでありますが、政府がこれを持つておりまして、いわゆる見返り資金ということにしておりましたことは御案内のことです。そこで将来になりまして、日米兩國の間に意見がまとまりまして、いわゆるガリオア・エロア返済協定によりまして、わが国が条約上債務を確定されたわけであります。そもそも産投が見返り資金からできておりますものであり、国民がガリオア物資の支払いのお金をためておつたものでありますから、その中からガリオア・エロアの対米債務を支拂つていこう、こういうことにいたしておるわけです。ガリオア・エロアの代金が積みもり積もりまして四千二百二十九億、こういう計算になります。そのうち対米債務を完済いたしますと、二千八十五億といたうことで済むのです。なおかつ余りがあります。これは産投といたしまして、従来わが国経済の基盤を涵養するため努力して参りましたこと等もあわせまして、将来におきまして財投の一翼として努力をさせていただきます、こう思ひます。従ひまして、産投自体はそれを改善いたしていくという方向に向かつてはいろいろに私ども検討もいたしますが、お尋ねにはなかつ

政策というものが推し進められるという点については、私どもどうしても納得できない面があるわけであります。この点につきましては、いづれ具體的な問題として論議を深めて参りたいと考えておりますけれども、昨日から堀委員またけさ武藤委員から財政法上の立場からいろいろの問題点が提起されておつたことは御承知の通りであります。私どもは、昨年のガリオア・エロア返済協定の問題が出ました際に、この産投會計におかざるということは、木に竹を繼いだよりもつとひどいものだ、産投本来の性格を大きくゆがめるものだといふ立場から反對をいたして参りました。しかもその軍営面において今申し上げますようなことが今後そのままやられていくといふことであれば、その本来の持つ性格というものをゆがめるだけではなくて、私は、根本的な問題までさかのぼらなければならぬ、このように思ひわけであります。

そういう意味合いで、私はこの際、政務次官にお尋ねをしておきたいと思ひますけれども、この産投會計それ自体を根本的に再検討される考えがあるかないか。この点について、この際お聞かせいただきたいと思ひます。

○池田政府委員 産投會計は、有馬委員御承知のように見返り資金二千九百十九億といたうものを引き継ぎましたのがそもそもの勘定でございます。財投の中の一翼になつて、今日まで産投が努力して参つたこともおわかりの通りでございます。御質問の中に、ガリオア・エロアの関係におきます対米債務支払いの問題もちよつと御指摘になったのであります。そのことに

と、海運自体もおさらおさら窮屈になつて参りまして、海運の再建ができないであらう、従ひまして、しばらくの間、その利子等を猶予いたしまして、その間それを会社が活用して、海運の基盤強化をしていこうじゃないか、こういう前向きな考えが基本となりまして、法律及び予算の關係を御審議いたしておるわけです。かくのごとくいたしまして、融資を受けましたところの諸会社等がそれぞれ経営がよくなりまして、国家の方にしかるべき規定の返済がどしどしできていくように、それを育成していきたいというのが私ども政府の考えでございます。

○有馬(輝)委員 今前向きの方向で、特に海軍關係等については考えなければならぬ時期だし、またそれに従つて強化策を検討してもらいたいといふことであります。私が最初にお尋ねしました見返り資金自体からの使途別のパーセンテージ、局長の答弁の中で明らかにされておりますように、たとえば中小企業に對しましては、た

一項目としてやられておるだけだ。先ほどの御答弁でも、三十八年度は、中小企業に對しまして十一・八%、あるいは住宅なり文教なり農林あるいは厚生等についてもある程度の配慮が加えられておりますけれども、今の政務次官のお言葉を借りて言いますならば、前向きというところは、国の資金であるからには、一部のものに限つた前向きであつてはならぬと思ひます。やはり政治の恩沢というものは、普遍的なものでなくちゃならない。一部の企業だけに限つて、これが不況だから、返済能力が今のところ整わないからというように限定された

○佐藤(親)委員　酒は御承知のように、たばこと同じように国民の間接税をとる關係で非常に重要な面のあることは御承知だと思つたのでありますが、最近の傾向は、酒の業者におきましてもいろいろ慎重な態度をとつておりますけれども、しかし泉さん御存じのように、四千人の酒屋さんが必ずしも棄権できないような情勢に追ひ込まれると私は思うのでありますが、こういう点について政府はどういうような指導をしておられるのか、この点もあわせて泉さんに伺いたいと思います。

○泉説明員 各酒類のうち、特に生産業者が多うございますのは、ただいまお話しの方酒製造業者でございます。

全国で約三千八百八十程度の業者があるわけでございます。この業者につきましてはすでに御案内の通り、非常に小規模の業者が多いのでございます。

そのために、生産数量全体が増加いたしますと、その販売になかなか骨が折れるというのが実情でございます。そして基準販売価格制度に移りますときから予想されておったことでございまして、基準販売価格制度になる前まではマル公ということで全国の酒が一本でほとんど取引されておったのでございますが、マル公を廃止しますと、だんだんと銘柄差が現われまして

す。そのために名前の通ってない酒につきましては売れ行きが芳しくないという状況にあるわけでございます。国税庁といたしましては、かような清酒業界の状況にかんがみまして、ここ数年來、何としても清酒業者の企業基盤というものを強固にしなければいけないのじやないかという考えのもとに、業者の団体とも協力いたしました。いろいろの措置をとって参りました。その第一は共同びん詰の制度をつくりまして、製造は別々にいたしましたも、共同びん詰にしてラベルの数を少なく

して、そして販売単位を上げる、宣伝費その他の経費を生み出させるように販売単位を上げていこうというのが井

同びん詰という一つの制度でございました。それからさらに進みまして共同製造、数力所でつくっておりますとかえってコストが上がるものです、それ

を一カ所に集中いたしまして共同製造することによってコストの低下をはかるろうというようなことで共同製造を奨励する、こういった共同製造、共同バレン詰の場合におきましては、製造用の米を特別配分いたしましてその促進をはかるというようなことをいたしてやるのでございます。さらにこの形態を進みますと合併、企業同士合併していくという方向になるのでございませ

活てございます。このいかに、この拍
 をとりましてだんだんと企業基盤を強
 化するように努めて参つておりませう
 れども、まだまだ決して十分どころで
 至つて不十分と思つておりますので、
 今後におきましても業界の組合と密
 力いたしまして、この方向を進めるこ
 とによりまして業者の企業基盤が強固
 になるように考えていきたいというこ
 うに思つておる次第でございます。

○佐藤（観）委員　谷川さんにちよつ
 伺いますが、この三年くらゐの間で特
 に二級漁業なんかの伸びはどういうよ

な傾向になっておられますが、概略として、
けっこうですからちよつとお知らせい
ただきたいと思ひます。

○谷川説明員 過去三年間の二級酒の伸びについての御質問でございますが、最初に清酒全体の中におきまして、二級酒の割合は若干この三年間で

減っておりませんが、大勢としては清酒の中で二級酒が大部分でございます。そこで三十五年度の二級酒の出荷の数字はキロリットルで申し上げますと、六十六万一千キロリットルでございます。それから三十六年度におきましては七十三万二千キロリットルでございます。本年度は八十二万キロリットル程度になる見込みでございます。

これは泉さんがまだ国税局の局長をやっておられたときにいろいろ伺ったわけですが、昔は地方では酒屋さんはいえど土地を持つておたし、米も入ったし、それから設備の投資も持ておたのですが、戦争という大きな問題がありましてから企業整備が行われ、また酒の醸造の様子が一変したので、そのために金がたくさんかかるので、その割にはなかなか今のような程度伸びては経営が困難だというような問題が出てくるわけだと思ふです。

ますが、実は昨年大蔵委員が佐渡へ行きました。佐渡では、あの小さなと

酒をつくっているようなそういう状態があることも、これは鳩山さんから聞いたのでありますが、非常に困難

問題がひそんでおる。そういうふうな問題をやはり前向き姿勢で何とか府が指導する責任があるのじゃないかというように考えておるわけですが谷川さんは一体どういうふうにお考になっておりますか。私は非常に心しておるのですが、そういう点についてはどうお考えになっておるのか、という点をお伺いしておきたいと思ひます。

次の問題は、具体的な問題になる
 けでございしますが、生産地と消費地
 の関係、また生産地における個々の
 業のあり方、こういう問題でござい
 しますが、酒の消費地に近いところに
 の生産業を集中的に興こすというこ
 がいいのかどうか、こういう点につ
 いても、根本的に業界内部において再

討をする、と同時に、具体的な問題として今御指摘のように、企業の合併

合同であるといふ共同しての請、共同製造
いう点につきましても、今に自分の
は自然によくなるのではなからうか
いう安易な氣持がございますので

に、将来の自製酒の販売計画を、三年なり五年先の日本経済の状態をつめながら、どういうことになってくかということからいたしまして、自の企業としての将来の経営の見通しというのを十分に合理的に科学的に立てまして、全体の企業の中において、それぞれの企業がどうしてもコストの面において、あるいは販売の面

おきまして、立ちおくれであり、不利であるということがわかった場合におきましては、何とか系列化、共同びん詰あるいは共同製造、あるいは合併という方向に持っていく以外に伸びる道はない。それによって全体の酒類産業が発展するのだという考え方のもとに、個別的に従来の実績からいまして、そういう部類に入るかどうかという点について、税務署なり、国税局あるいは国税庁におきまして、十分業界と協力しながら相談をして、将来の方向づけを検討し、具体的な場合におきましては、もちろん業者が自発的にそういう方向に行くことが望ましいわけでございますが、そういう点について御援助申し上げる必要がございますれば、そういう意味において行政指導をするということも必要かと考えております。

○佐藤(観)委員 設備が昔と変わりました、私も最近醸造家を見てきたのですが、非常に金がかかるような設備になっておりますが、愛知県にもたくさん零細な酒造業者を持っておりますが、問題になるのは、私は、設備投資とか共同経営するのは、やはり国家から、酒屋さんのためにある金融機関、金融公庫というような、そういうものを設けて、一面においては、間接的に税を取る酒造業者のためにそういうような方法をとれば、企業合同なりあるいは設備の共同化などというような問題もうまくいくと思うのですが、一体政府では酒類の製造業者に、あるいはお医者さんに医療公庫ができたように、そういうような考え方があるのかないのか。これは将来の問題になりますが、そういう計画が全然ないのか

という問題を谷川さんに伺っておきたいと思ひます。

○谷川説明員 大へんごもつともな御質問でございますが、ただいまのところ、酒類業界のみが金融を受ける金融機関をつくるということにつきましては、いろいろ検討したわけでございまして、現在はそのようなことはほかの金融機関との関連におきまして適当ではないというふうに私も考えておりますが、しかし、そういう特定の金融機関が必要でないというところは、そういう金融が要らないというところではないわけでございまして、そういうたゞいま御指摘のような資金につきましては、大蔵省といたしまして、商工中金であるとかあるいは中小企業金融公庫の資金の貸し出しを容易に受け得るよう、お申し出がありました場合に側面的に御援助申し上げ、それによりまして企業の合理化が促進されるように努力して参る。なお設備の一部でございますが、中小企業振興資金助成法の適用業種といたしまして昨年から清酒の製造業が認められるに至りましたので、特定の機械類につきましては無利子の貸付も受けられるようになっておりますが、さらにこの制度を一そう活用するという意味におきまして、機械の指定等につきまして、なお今後一そう増加するように私も努力して参りたい、かように考えております。

ます。だからそれは他日の問題として、先ほど泉さんから酒の増加率のいろいろの説明を聞いたのですが、戦後になって、洋酒の需要とかあるいはビールなどというものは莫大にふえているような傾向であります、そのふえた率を、簡単に、二、三年でいいですから、大体統計からちよつと教えてもらいたいと思ひます。

○谷川説明員 ビールでございますが、最初に実数で申し上げますと、三十五年度は九十三万一千九百九十五キロ、三十六年度は百二十八万四千五百キロでございます。三十七年度は百五十万キロ程度になる見込みでございます。それから洋酒でございますが、その中でウイスキー類でございますが、ウイスキーの増加率につきましては、年々一割から一割五分程度は伸びてお見込みといたしましては、四万六千キロ程度となる予定でございます。三十五年度、三十六年度につきましては、雑酒の分類で計算をしておりますので、後刻正確な数字は申し上げますが、大体その程度の傾向であります。

○佐藤(観)委員 戦前と比べ、酒はまあ戦前と同じような石数には回復してないと思ひますが、洋酒やビールは十倍という形になっておるでしょう、倍率からすれば、簡単でいいですから……。

○谷川説明員 ビールにつきましては、戦前の昭和九、十年を一〇〇といたしますと、三十五年が四七三、三十六年が六五二、三十七年は七五一、すなわち戦前の七・五倍程度になっております。

○佐藤(観)委員 ビールはそういうように伸びておりますけれども、酒の類は戦前の昭和九年、十年くらいに比べて、あまり伸びはないでしよう。

○谷川説明員 清酒につきましては、昭和九、十一年に對しまして、三十七年は大体一・三倍程度になるという状況でございます。

○佐藤(観)委員 そこで、今度貿易の自由化のために酒類なんかが相当な圧迫を受けるのじゃないかと思ひますが、それに対する方法は、今まで通りある程度規制するという話を聞いておりましたが、そういう方法はどういうふうにせられるのか。この点も承りたいと思ひます。

○谷川説明員 輸入酒類に対する輸入の自由化の問題でございますが、全体としての傾向としては、将来輸入酒類を自由化することによりまして、国内の酒類産業の健全な発展の一助にする必要があると思ひますけれども、今すぐ自由化すると困るものもございしますので、たとえばウイスキーであるとか、ブランドーとか、ジンというものがつきまして、あるいはそのほかブドウ酒というものにつきましては、いろいろ国内のそれぞれの生産業の合理化との見合いにおきまして、そういう方向である程度時間をおいて自由化をすることが適当であらうと考えております。

ておられますか。

○谷川説明員 特にウイスキーについては申し上げますと、市販するに至るまでの製造過程におきまして、その原酒を相当長期間たたくて醸成する必要があるわけでございまして、年々ウイスキーの消費の伸びがございしますので、過去において今日の事態を見通して生産をしておればよかったわけでございますが、そういう準備もいささか足らない点もございまして、なかなか需要の伸びに応じて品質のいいものを供給するという点については問題があるわけでございまして、そこで、外国のウイスキーが国内にどつと入つて参りました場合に、企業といたしまして、国内の企業の採算がそれについていけるかどうかという問題があるわけでございます。もちろん現在のウイスキー業者は研究等に相当力を入れてお見込みで、品質的には、嗜好品でございますので、人によっていろいろ違ひますが、そう外国に負けるということではないわけでありまして、たとえば国内のあるウイスキーは、アメリカ市場に昨年以來進出してございまして、そのアメリカ市場における販売価格はイギリスのものに比べて遜色のない値段で販売し得ているという状況であります。ただ問題は、国内の洋酒の需要数量に対する供給数量がうまくいくかどうか。長い月日かかつてつくる製品である関係上、いましばらく国内の洋酒産業において原料の確保に努力をする必要がありまして、しばらくは外国のウイスキーの輸入をある程度制限をする必要があらうかと思ひます。

○佐藤(観)委員 ちよつとそれと離れまして、昨午いろいろの問題になつたので

すが、ビール麦の問題で、ビール業者はビール麦を輸入をしるという意見がありますけれども、私たちは、今の日本の農業の中で米に次いで麦は、麦の中でもビール麦は一俵について四百円くらい高いと思うのですが、そのビール麦を生産するのに対しまして、政府の指導があまり感心しないのじゃないか。それはほとんどの大きな業者の立場からのみ考える、こういう観点に立つて、百姓の立場でビール麦をつくらせる方法に事欠いているのじゃないかというふうな非難があるわけです。そこで私は、今の日本の農村がだんだん疲弊しているいろいろな問題を起こしている立場と同時に、日本の農業を救うためにも、やはりビール麦なんかを外国から輸入するようなことではなかなか自給自足ができないという考えを持っておるわけです。そういう点で、私どもの愛知県なども、最近キリンビールのどえらい大きな建物ができ、今度はまた守山にアサヒビールのどえらい建物ができるといふことになって、愛知県名古屋を中心としたしまして相当大きなビール会社が地元にくるようになっておりますが、しかしそれと同時に、今度は愛知県はビール麦の指定がキリンビールに変わったということから、そのために、独占的な仕事であるから、結局においてはビール麦をつくらせても、ビール麦は普通の麦と違いまして生産費が非常に高くなる、骨が折れるわけでありまして、そういう点について日本全国でもビール麦の栽培をやれば相当伸びるのじゃないかと思うのですが、そういう観点ではどういふようなお考えを持っておられますか。

か、これを伺っておきたいと思ひます。
○谷川説明員 ただいまの御質問までとにございまして、御質問の御質問で、私も、できる限り国内のビール麦を生産を増加せまして、必要なビール麦についてはできるだけ国内でまかなう、と同時に、その価格もできるだけ農家の方にとりまして、またビール製造業者にとりまして、ほとんどどこで、両者まあまあというところでお手に入るようにということを考えておるわけでございまして。従来各地方の農協といろいろの契約をし、また栽培等について指導をして参つたわけでございまして、いろいろ問題がございまして、ことしからは農林省がさらに積極的に会社からの必要量の申し出を受けまして、農林省を中心に、ビール会社あるいは農協団体、それに国税庁も加わりまして協議会をつくりまして、必要量は必ず国内で生産するという方向で関係者一同協議いたしまして、そういう方向で進むということになっております。

○佐藤(観)委員 そこで、農業の経営者にいろいろ聞いてみると、このごろ米以外にも野菜が非常に安い。都会地は高いのでありますが、生産地は非常に安いので農村が非常に疲弊をしておりますが、私は少なくともほとんど需要のふえるビール麦などを農村でつくられれば一石二鳥じゃないかという考えを持っておるのですが、それにはなかなか検査がつかない。ビール会社というのは四つか五つしかないです。それから、ほとんど独占的に仕事をやっておるというふうな立場から、百姓にはたまたまいろいろな検査を受け

て、ビール会社の圧力のために、農民がせつなくつくりたいビール麦をつくらせないような情勢にあることを伺っております。そこで、大蔵省は、こういう点についても少し農家の立場を考へて、あたためたい思いがあらうてくるべきだと思ひますが、これは農林省の管轄の面もありまして、一がいにどうしようという事は言ひませんけれども、何かもう少し安易にビール麦ができるような方法はないものかと考へておられますが、谷川さん、どういふようにお考えになっておりますか。
○谷川説明員 なかなかむづかしい問題でございまして、日本の気候、風土との関連もございまして、国内のビール麦でできるだけの需要をまかなうという建前といたしまして、農民の方ができるだけ労力を少なくして、そしてほかの農作物との関連においても十分償えるような価格でビール会社に売ることが望ましいわけでございまして、問題は、第一に、でか上がったものの検査をやかましく言う前に、耕作段階における指導をもう少し親切にやる必要があるかと思ひます。従来は指導の点におきまして若干不十分な点もあつたわけでございまして、昨年以来、県、市、郡、支庁、各農協におきまして、県の担当部局と農協とで協議会をつくりまして、その協議会を通して指導をすする、その指導する場合におきまして、ビール会社からある程度の補助金を出すという点によりまして指導面に相当力を入れております。と同時に、会社の方におきまして、農家の要望を十分聞きまして、原料として差しつかえない範囲におきまして、耕作方法その他についてできるだけ簡便なことが

できるように、寄り寄り相談をやっていくような状況でございまして。
○佐藤(観)委員 手つとり早い話であります。農家の立場とすれば、せめてビール一本くらいは百姓に回してやらねばならない。ビール麦をつくるというのを言うのですが、これは非常に重大な問題であると同時に考えなければならぬ問題だと思ひます。実は酒でもビールでも問題になるのは、やはり税金が高過ぎるということなんです。だから、私は、少なくともビールなどはある点まで、あとで問題になるビールびんの問題もあるし、それからマージンの問題もありましていろいろ問題を起こしておると同時に、これは前の上田さんが部長のときに、私もビール販売業者の大会へ行つて聞いておりました。上田さん、気の毒なくらい上げたが、もとはや、酒、ビールは昔は奢侈品、ぜいたくなものだといふようになっておりましたけれども、今は二級酒とかビールなどというものは必需品のような形になっていふことは思ひます。そういう点について、ビール一本たしか六十円税金を取つていふのであります。これはもう少し下げることができないのか。泉さんなどは国税庁の次長ですから、これを少し考へて、ある程度下げれば相当収入もふえると思ひますが、そういう抜本的な、これは大臣に聞いた方がよいのですけれども、そういう考えはないか。これは一番重要なことだと思ひますが、どういふ考えを持ていふか一つ伺いたい。
○池田政府委員 酒類についての税金が高いというお示しであり、具体的に

はビールをもつと安くしてビール麦をつくらせている農家方面に一本ずつでもよいから配つてほしい、こういうお話でございまして。これは釈迦に説法でございまして、税金をとりまして、それで法律もでき、皆さんの御協力を得ておりますわけでありまして、この税金は、御承知のように一般歳入の中の三つの税の一つの柱であるわけでございまして。何しろ、国といたしましては、歳入そのものをふやすように努力しなくちゃならないという政府の立場もございまして、ただいままでのところおきめいただいております。こういう税率が妥当であるのではなからうか、こう考へております。

○佐藤(観)委員 谷川さんにお伺いします。ビールをもう十四下げてもやはり税収は変わりがないと思ひます。それが、どうですか。その点はどういふうになつておりますか。
○谷川説明員 ビール一本の小売価格は百十五円でございます。その税金は六十円十三銭というところに相なっておりますが、かりにこの一本の価格をさらに十円下げたとしても売れるのではなからうか、こういう御質問でございまして。そういう見通しもあるかとと思ひますけれども、現在のビールの需要、消費の状況を見ておりますと、今まで都会中心に売れておりましたものが、最近では農村にもものすごい勢いで入つております。これは農村の消費資金が相当潤沢になつていふ結果と思ひます。今の値段でも相当出ている。それを下げたらもうと出るかどうかという点でございまして、私もどういふの階層の人に聞きますと、ビール一本のうちの税金が相当高いから全体と

り是非常に問題があったのです。あきびんの問題、それからそういうようなマージンの問題などというものは一応うまくいっておるのかどうか。私は最近そういう会合に出ておりませんから

知りませんが、一時は非常に険悪な空気があったのですけれども、そういう点はうまくいっているのかどうか、あらためて伺いたいと思います。

○谷川説明員 小売りのマージンの問題につきましては、ビールの問題とそれからビールを含めた全体の問題とございまして、業界におきましては、ビールの小売マージンその他の酒類の小売マージンを相当ふやしてほしい、二割程度までなるようにしてほしいという要望はございますが、酒の販売につきましては、ほかの商品とたとえば商品の回転率が違ってくる、はたして他特殊な事情がございまして、有利な点もあるわけでございます。また酒の価格の中に占める税金の部分が大きいという点もありまして、一がいには商品の価格と比べて比較することには問題があるかと思われ、二割まで上げることはそういう点からいまして問題があるかと思われ、ただ小売のマージンにつきましても、人件費、運賃等の値上がりがあるわけでございますから、できるだけ合理的な金額に持つていくことが必要であらうと思われ、同時に、小売業者が酒類の販売についても少し自由な競争をやるといことも必要かと思われ、自由な競争をやりますが、お互いに努力をして適正なマージンを手ずかるとい方向が適当な考え方であらうと思われ。

○佐藤(観)委員 原料の値上げ、労賃の値上げなんなりで、いろいろな方面に波及しておりますが、みりんの価格を上げるとい問題が出てきまして、あなたの方では自由価格にするという話もあるそうであります。

す。これはどういふ方法をとられるのか、これも伺っておきたい。

○谷川説明員 みりんにつきましては新式みりんと旧式みりんがあるわけでございますが、ことに旧式みりんの生産者が非常にコスト高もございまして、販売価格の面で苦しんでおられる実情でございます。ただ新式みりん業者が値段を上げませんと、旧式みりんが売れにくくなるわけでございます。新式みりん業者は合理的な生産方式、合理的な経営をすることによりまして、旧式みりん業者に比べればどちらかと申しますと、コストが低いという関係になっております。旧式みりん業者が値段を若干上げようと思われ、新式みりん業者が値段を上げなければならぬか売れにくいという関係にありま。またみりん自体が調味料として使われるものでございまして、ほかの酒類と同じように基準価格というところで指導するということについては問題があるわけございまして、一月二十三日に開きました酒類行政懇談会の多数の御意見によれば、みりんにつきましては基準価格をこの際はずすことが適当であらうという御意向でございまして、そういう御意向を十分尊重すべきだと思われ、いろいろ問題がございまして、そういう方向でいろいろ関係方面と折衝し、処理して参りたい、こう考えております。

○佐藤(観)委員 ただいまの谷川さんからもお話がありましたが、われわれの方へも中小企業者の旧式みりんの方からの陳情もございまして、それから酒造界の方でもいろいろ問題があつて、大企業に対する圧力を感じるといことは、これは現実の事実であります。

す。この点について片方は大きい資本でやるのでコストが安くいくという問題もありまして、何とか現状のままで中小企業者が負けて倒れていくというような危険性を感じておられるわけなんです、こういう点の調整をどのようにやられるのか、これは泉さんから一ぺんそういうふうな方法をどういふふうにしたらいいか、また政府はどういふふうな方法をとるのかという点とも伺っておきたいと思われ。

○泉説明員 先ほど間税部長から申し上げましたように、新式みりん業者は自分のところでつくりましたアルコールを使用いたしまして、みりんをつくりま。どうして他からアルコールを買って参りまして、みりんをつくる旧式業者に比べてコストが安い。逆に言えば旧式業者は新式業者よりどうしてもコストが高つくという難点を持っておられるわけございまして、それだけに競争という点になりますと、どうしても新式業者に押されま。これはもう避けがたいものでございまして、そこで、それではどうやって旧式業者を救つていくかということにつきましまして、佐藤委員が先刻御承知と思われ、昭和三十三年のときに旧式みりん業者はみりんをやめて清酒に転換できるとい措置を三十二年と三十四年とたしか二カ年にわたつてとつたと思われのであります。これがそういう旧式業者を救う一つの道、いま一つの道は、先ほど清酒製造業につきまして申し上げましたように、共同びん詰めなりあるいは共同製造なり、企業合同という方式によりまして、まあ少しのものをそれぞれつくつておりますとどうしてもコストが高くなりま

すので、新式の大業者に対抗し得るようになつていただけコストを安くやつていくというやり方、この二つのやり方よりほかないと思われ。まあ現在のところ清酒に転換することにつきまして、もうすでに一応の措置を終わつて、現在残つておられる人は、今後も続けてやつていきたいという意向の人といふことになつておられるわけございまして、ただ先ほど申し上げましたように、基準販売価格をやめるといことになりま。この際また考え直したいという方もあるいは出てくるかと思われ。これらの点につきましまして、もし基準販売価格をやめるといことになりますれば、旧式業者からどういふような要望が出るかというふうなことをまあお考えながら、基準販売価格自体の制度と、それからそれに対処すべき旧式みりん業者の措置を両方考えてやつていきたい、かように考えておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 まあいろいろ説明を伺いましたが、要は、今の中小の酒造業者が非常に困難な道に逢着しておるという事は、これは大蔵省の方も認められておるのであります、しかしこれは何も酒造業者だけの立場ではなくて、われわれは中小企業者に対して、非常に強い関心を持っておりますが、少なくとも先ほど池田政務次官が言われましたように、国の酒税の仲立ちもやつておる業者であるし、同時にまた米の割り当てをする政府についてもいろいろな有無相通じるといような関係もありま。これは政府の指導、大蔵省の指導といふことが非常に大きな影響を持っておると思われ、そういう点については、最後になつて

早くあつていふことをやればよかつたじやないかといふことで、後手々々といふことでなくて、先手々々を打つて業者の指導をやつて下さることをお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

○白井委員長 次会は、来る十九日午後一時より理事会、理事会散会後委員会を開会いたします。

なお、十九日は午前十時より農林水産委員会と連合審査会を開会いたしますから御出席下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十八分散会

